

令和7年度 敬老祝金の支給について

問申 プラチナ社会政策課 高齢福祉係 ☎ 85-7056 [F] 92-7184

町では、「基山町敬老祝金支給条例」に基づき、敬老祝金を支給しています。対象の方には申請書をお送りしますので申込締切日までにお手続きください。令和7年度の支給対象者は、次の通りです。

▽対象者

- 77歳（昭和22年9月2日～昭和23年9月1日生まれの方）…1万円
- 88歳（昭和11年9月2日～昭和12年9月1日生まれの方）…1万円
- 100歳（大正13年9月2日～大正14年9月1日生まれの方）…5万円
- ※令和6年9月2日以降に基山町に転入された方、支給日の前日までに転出や死亡等で基山町に居住しなくなった方は対象外です。

▽申込締切 8月8日（金）



令和7年度 金婚者の方へのお祝いについて

問申 プラチナ社会政策課 高齢福祉係 ☎ 85-7056 [F] 92-7184

町では、老人福祉事業の一環として、結婚50周年を迎えるご夫妻を9月13日（土）に行われる敬老会の式典中に開催される金婚式に招待し、記念品を贈呈します。該当するご夫妻は届出をお願いします。届出をされた方が金婚式に欠席の場合も記念品を贈呈します。あわせて記念撮影（先着順・有料）の参加者も募集します。

▽対象者 昭和50年1月1日～12月31日に結婚された夫婦

▽届出期限 7月31日（木）

▽届出方法 役場プラチナ社会政策課で届出書に記入し提出してください。

届出書の提出は郵送でも受け付けます。届出書は窓口もしくはホームページからダウンロードできます。



町ホームページ

第10区、第6区で認知症声かけ訓練を実施しました

問 プラチナ社会政策課 高齢福祉係 ☎ 85-7056 [F] 92-7184

町では認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの取組の一環として、「認知症声かけ訓練」を実施しています。

基山町キャラバンメイトやボランティアスタッフのご協力のもと、5月17日（土）に第10区、5月24日（土）に第6区で実施しました。多くの住民が参加し、声かけのポイントなどについてアドバイスを受けながら認知症への理解を深めました。参加者からは、「安心してもらえる声かけの仕方を学べてよかった」、「声かけは勇気のいることだが、訓練を思い出しながら声かけしてみようと思った」等の感想が挙げられました。



△6区



△10区

相続した不動産でお困りですか？

- ☒ 空き家のまま放置してしまっている
- ☒ 複数の不動産を相続してどうしていいか分からない
- ☒ 固定資産税などの維持費の負担が大きい
- ☒ いくらで売れるか査定だけでもしてみたい



相談無料

まずは気軽にご相談！

0942-82-2408

株式会社坂口組 不動産事業部
〒841-0004 鳥栖市神辺町 450-3



有料広告